

# 業務指示書

## パキスタン国自動車部品製造業技術移転プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年4月22日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年4月27日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：自動車部品製造に関する業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／生産技術・品質管理(I)】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：生産技術・品質管理／プレスまたは溶接
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 生産技術・品質管理(II)】

- 1) 類似業務の経験：生産技術・品質管理／プレスまたは溶接
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年5月15日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
カラチ市内での安全対策措置に係る経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PKR1 = 1.19 円, US\$1 = 119.64 円, EUR1 = 129.83 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 5月21日(木) 16:00 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 本部 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括/生産技術・品質管理(I)
- 生産技術・品質管理(II)

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

70.04 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月29日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
パキスタン国自動車部品製造業技術移転プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／生産技術・品質管理(I)	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 生産技術・品質管理(II)	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

パキスタンにおける2012/2013年度の実質GDP成長率は5.4%であり、セクター別では農業部門2.1%、工業部門5.8%(製造業6.9%)、サービス部門4.3%であった(出所:EIU)。特に製造業の実質成長率は近年伸びており、経済成長への寄与度が高い。パキスタン政府は、2014年8月に発表した長期開発計画「Vision2025」において、2018~2025年に年率8%の経済成長の達成を目指し、2025年までに一人当たりGDPを現在の1,300ドルから4,200ドルに引き上げることを目標としている。そのために、「持続的・内生的・包括的な成長」及び「民間セクター・起業家精神主導の成長」を重点課題として掲げ、生産性向上と民間投資促進を梃子とする成長を図ることとしている。

パキスタンの自動車産業は1950年代に始まった。パキスタン政府は1970年代に現地生産化を方針として輸入禁止措置を施行し、1974年に自動車会社の国有化を行った。1980年代には民間にも自動車の生産・販売事業が許可されるようになったが、1997~98年に指定部品の国産化が義務付けられ、他の部品についても国産化比率を段階的に高めることが目標とされた。2007年にはAIDP(自動車産業振興計画)により強制国産化政策は撤廃され、関税政策を通じた部品の国産化を奨励する方向に転換した。

2001年から急増した自動車生産台数は2007年には20万台となったが、それ以来減少し、2013年は13万5000台に留まっている。国内生産量が伸びない理由として、海外労働者のための中古車持帰り制度が乱用され多くの中古車が輸入されていることや、パキスタン国内で生産されている新車の販売価格が高いため中間層以下には購入が難しい等の理由が挙げられる。パキスタンの自動車生産において日系自動車メーカー3社の市場占有率は四輪で99%に上り、車両価格低減等を目的として現地部品調達率の向上を図っているものの、現地の自動車部品メーカーは大部分が中小企業であり、十分な品質・生産能力を有していないため、日系自動車メーカーは高関税にもかかわらず多くの部品を日本やタイ等から輸入している。現地自動車部品メーカーの品質・生産能力向上が、パキスタンの産業発展にとり大きな課題となっている。

このような中、JICAはパキスタンの自動車産業振興のため、2009年~2010年度に開発調査型技術協力プロジェクト「自動車産業振興政策策定プロジェクト」を実施した。同調査報告では、一貫性・実効性のある自動車産業振興施策・制度の策定、自動車部品産業の生産技術力の向上、工業規格・車両検査・排ガス規制等の品質・安全・環境基準の整備等の課題が挙げられ、同課題を解決するための17項目の施策が提案された。これに基づき、JICAは2012~2013年度において「自動車部品中小企業技術力強化プロジェクト」を実施し、自動車部品製造中小企業を対象に、生産管理、金型、溶接の3分野における技術指導を実施した。

中小企業開発庁(Small and Medium Enterprises Development Authority. 以下「SMEDA」)はこれまでのJICAによる協力の有効性を評価し、引き続き自動車部品製造業における中小企業への技術移転を促進する考えから、2012年に我が国に対し同分野への技術協力を要請した。これを受けJICAは、2014年9月から10月にかけて詳細計画策定調査を実施、技術協力プロジェクトの枠組みについてパキスタン政府と合意し、2015年1月にはR/Dを締結した。本業務は、右を踏まえ、自動車関

連企業が多数所在するラホール市及びカラチ市において、これまでの中小企業技術指導の実績を活かしつつ、SMEDAによる自動車部品メーカーへの品質・生産性向上に向けた支援体制の構築と関連人材の能力強化、部品メーカー支援によるモデル事例の創出を行うことにより、自動車部品の品質・生産性の向上を図り、もって、品質・生産性向上に係る活動の国内他企業への普及、並びに部品メーカーの競争力強化に寄与する事業を実施するものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

パキスタン自動車部品製造業技術移転プロジェクト

### (2) 上位目標

- 1) 品質・生産性向上に係る活動が自動車部品メーカー並びに他セクターの中小企業へ普及される。
- 2) 自動車部品メーカーの競争力が強化される。

### (3) プロジェクト目標

自動車部品産業への支援体制整備を通じ、対象企業が製造する自動車部品の品質・生産性が向上する。

### (4) 期待される成果

- 1) 自動車部品メーカーへの支援体制の枠組が形成される。
- 2) 自動車部品メーカーへの支援によりモデル事例が作られる。
- 3) 関連人員(SMEDA、パキスタン自動車部品工業会(Pakistan Association of Automotive Parts and Accessories Manufacturers. 以下「PAAPAM」)エンジニア、ローカルコンサルタントの基礎的な技術的知識・指導能力が向上する。
- 4) 品質・生産性向上に関する情報を他企業にも普及させる SMEDA の能力が向上する。

### (5) 活動の概要

#### 【成果1に関する活動】

1-1 SMEDA 及び協力パートナーである PAAPAM やローカルコンサルタントの現状を調査し、それぞれの組織の役割と研修計画を含む支援体制を決定する。

1-2 年間計画を作成する。

1-3 年間計画をモニタリングし、実績をレビューする。

1-4 プロジェクト全体の実施状況と実績をレビューし、プロジェクト終了後の戦略と計画を作成する。

#### 【成果2に関する活動】

- 2-1 支援対象となる自動車部品メーカーの選定基準を確定する。
- 2-2 自動車部品メーカーの活動モニタリングのための主要業績評価指標(Key Performance Indicator. 以下「KPI」)を設定する。
- 2-3 プロジェクトの導入ワークショップを開催する。
- 2-4 プロジェクトで支援する対象部品メーカーを選定する。
- 2-5 活動2-4で選定された部品メーカーに対し支援を行う。
  - 2-5-1 実施計画を作成する。
  - 2-5-2 キックオフミーティングを開催する。
  - 2-5-3 実施計画を実行する。
  - 2-5-4 経営層とともに KPI を含めた計画の実施状況をモニタリングする。
  - 2-5-5 中間レビュー会議を開催する。
  - 2-5-6 部品メーカーによるラップアップ会議を支援する。
  - 2-5-7 JICA 専門家の指導のもと、実施レビュー報告書を作成する。
  - 2-5-8 必要なフォローアップ活動を実施する。
- 2-6 部品メーカーに対し技術ワークショップを開催する。

#### 【成果3に関する活動】

- 3-1 自動車部品メーカーへのコンサルティング・サービスのためのガイドライン／マニュアルを作成する。
- 3-2 ローカルコンサルタントの修了基準を設定する。
- 3-3 SMEDA、PAAPAM エンジニア、ローカルコンサルタントへのワークショップを開催する。
- 3-4 活動2-5の OJT 研修を通じ、JICA 専門家の技能や知識を移転する。
- 3-5 活動2-5を通じ、SMEDA、PAAPAM エンジニアが JICA 専門家の指導のもと、自動車部品メーカーへのコンサルティング・サービスを行う。

#### 【成果4に関する活動】

- 4-1 モデル事例の普及・共有のための教材を作成する。
- 4-2 他の自動車部品メーカーに対し、モデル事例の共有のためのセミナーを開催する。

4-3 セミナー参加者からのフィードバックをもとに、教材やセミナー内容を改善する。

(6)対象地域

ラホール市(周辺を含む)及びカラチ市

(7)関係官庁・機関

1) 実施機関

中小企業開発庁(SMEDA)

2) 協力機関

パキスタン自動車部品工業会(PAAPAM)

(8)主な受益者

- 1) 直接受益者: SMEDA 職員、対象自動車部品メーカー、PAAPAM から派遣されるエンジニア、ローカルコンサルタント
- 2) 間接受益者: PAAPAM 会員企業、自動車メーカー

3. 業務の目的

「パキスタン自動車部品製造業技術移転プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2015 年 1 月 29 日にパキスタン政府と締結した R/D(Record of Discussions) に基づいて実施される枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) JICA の関連案件との連携

JICA パキスタン事務所では、製造業でのエネルギー効率改善(省エネルギー)を目的とした技術協力プロジェクト「パキスタン国産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」(2015 年 3 月～2017 年 2 月予定)を実施しており、同プロジェクトは、鑄造業と自動車部品製造業の 2 セクターを協力対象としている他、対象地域(ラホール及びカラチ)、実施機関(SMEDA)、協力機関(PAAPAM)が本業務と同一となっている。従って、本業務の開始とともに同プロジェクトの専門家チームと面談を実施し、必要な情報交換を行い、本業務実施期間中も定期的に意見交換を行うことが望ましい。また、2015 年 4 月に産業省傘下の工業開発局に派遣を予定している「自動車産業振興アドバイザー」の知見も取り入れながら、パキスタンの自動車産業の全体像を描きつつ、本

業務を効果的に実施することが期待される。同様に、投資庁に派遣している「投資環境整備アドバイザー」とも情報交換を行い、自動車部品産業への外資誘致や外資企業と国内の自動車部品メーカーとの技術提携の可能性等も視野に入れてプロジェクトを進めることが望ましい。

さらに、2015年7月頃に開始予定のパンジャブ州技術教育・職業訓練局(Technical Education and Vocational Training Authority, TEVTA)を実施機関とする技術協力プロジェクト「パンジャブ州技術短期大学機械科強化プロジェクト」においても、国内自動車産業との産学連携の活動を想定しているため、自動車部品メーカーが求める人材育成の観点から、同プロジェクトに対する情報提供等を行ってゆくことが望ましい。

## (2) 専門家の指導分野

SMEDA とは以下の内容で合意しているため、これを考慮した団員構成をプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／生産技術・品質管理(I)(ラホール)及び生産技術・品質管理(II)(カラチ):  
主に生産技術・品質管理を指導するが、双方の団員において、プレス分野及び溶接分野における知識・経験を有することを必須とする。(注)  
(注)例えば、「総括／生産技術・品質管理」(I)の団員がプレス分野のみの知識・経験を有する場合は、「生産技術・品質管理(II)」の団員は必ず溶接分野における知識・経験を有することを必須とする。
- 2) 個別技術専門家(金型メンテナンス、機械加工、樹脂成形等)(以下「個別技術専門家」という)  
上記1)に比較して短期間の現地派遣を想定しており、自動車部品産業の中でも特に重要となる金型メンテナンス、機械加工の分野で指導を行うほか、必要に応じ、樹脂成形、設備保全、メッキ等の個別技術分野における指導が期待される。

## (3) 専門家の派遣スケジュール及び人数

JICA は専門家の派遣スケジュールを以下のとおり想定しているが、より効率的な提案があればプロポーザルに記載すること。なお、JICA が想定する派遣スケジュールの詳細については、配布資料の「パキスタン・イスラム共和国自動車部品製造業技術移転プロジェクト詳細計画策定調査報告書(案)」を参照ありたい。

- 1) 総括／生産技術・品質管理専門家(I)(ラホール)1名及び生産技術・品質管理専門家(II)(カラチ)1名:  
1タームを約7ヶ月とし、4年間で約5タームの現地活動を行い、合計30社を指導する。
- 2) 個別技術専門家(金型メンテナンス、機械加工、樹脂成形等)3名程度:  
1タームを約2～3ヶ月とし、4年間で約6～7タームの現地活動を行い、上記1)が指導対象とする30社に対して必要に応じ当該個別技術工程を対象とする技術指導を行う。また、同30社とは別の20社を対象として、当該個別技術に係る技術指導を行う。

また、具体的な派遣スケジュール及び個別技術専門家の具体的分野及び人数については、プロポーザルで提案すること。

#### (4) 対象となる自動車部品メーカーの選定

本プロジェクトでは、協力対象とする自動車部品メーカーを約50社とする。

主要協力対象とする30社は、生産工程全体の改善と生産技術指導を行う予定であり、生産技術・品質管理の専門家2名により全般的な指導を行うほか、必要に応じて生産工程の一部個別技術(部品メーカーの生産物の種類によって異なる)を個別技術専門家による指導によって補完することとする。

一方、個別技術専門家の派遣を通じ、当該個別技術(例:樹脂成形)工程だけの技術改善を部品メーカーに指導することも可能であることから、上記主要30社とは別に当該個別技術の指導のみを行う協力対象企業を20社程度計画する。

本業務では、まず、プロジェクトにおいて協力対象とする自動車部品メーカーの選定基準を確定し、PAAPAM 会員企業約350社の中から、同選定基準に沿って協力対象とする約50社を選定する。なお、右の選定にあたっては、日系自動車メーカーからの意見も考慮しつつ、SMEDA 及び PAAPAM との協議を通じて選定することに留意すること。また、経営者がプロジェクトによる指導内容に興味を示していること、カイゼン活動に熱心であること等、経営者の熱意・コミットメントも重視することが望ましい。

なお、最終的には、本プロジェクトによる協力を通じ、「モデル事例」となる10社を選出し、セミナー等で紹介することを計画する。

#### (5) 自動車部品メーカーが抱える課題

2014年9月から10月に実施した詳細計画策定調査で明らかとなった自動車部品メーカーの課題としては、次のものが挙げられる。①部品の品質が悪いが、技術力が低いため問題を解決できない。品質に対する現状認識・自己評価が甘い。部品自体の機能や要求仕様の意味が理解されていない。不良品発生率(リワーク、不合格・廃棄)が高い。②5Sやカイゼンが外部向け(主に日系自動車メーカー)の表面的なレベルに留まっており、カイゼン活動が現場に浸透してない。③必要以上の在庫を抱えている、モノの流れに沿ったレイアウトになっていない等、ムダが多く、生産性が低い。

以上の課題を踏まえ、派遣される専門家は各自の専門分野に加えて基本的な現場のカイゼン活動を指導できることが求められる。

#### (6) SMEDA の役割

SMEDA 職員は、必ずしも技術専門人材ではないため、本業務を通じ、金型メンテナンス、機械加工、樹脂成形等といった自動車部品製造に関する専門的・技術的知識を SMEDA 職員自身が修得することは想定していない。しかし、自動車部製造企業における基本的なカイゼン等に関する



る知識を修得するとともに、「モデル事例」となる企業の活動を他の自動車部品メーカーや他セクターの中小企業に対して普及させる役割や、中小企業支援のファシリテーターとしての能力向上を図ることが期待されている。

#### (7) PAAPAM エンジニアの役割

PAAPAM エンジニア4名(ラホール2名、カラチ2名)は、プロジェクト開始前に PAAPAM によって新規雇用され、JICA 専門家、SMEDA、ローカルコンサルタントとともに自動車部品メーカーへの巡回指導に同行し、JICA 専門家による OJT 研修によって自動車部品製造分野に係る個別技能・知識を修得することが求められている。また、本プロジェクトを通じて修得した技術・知見をパキスタン国内で拡大する観点から、本プロジェクト終了後も、協力対象外の自動車部品メーカーに対する技術指導やコンサルティングを行う役割が期待される。

なお、上記 PAAPAM エンジニア4名については、自動車もしくは自動車部品製造業において、一定期間(3~10 年程度)の実務経験がある人材を想定している。

#### (8) ローカルコンサルタントの育成

上記 PAAPAM エンジニアは自動車部品に関する技術的知見を有する人材であるが、製造業全般の企業を対象に技術指導や経営アドバイス等を行う民間のコンサルタント(以下「ローカルコンサルタント」)の育成も本業務の対象となる。

SMEDA から強い要望のあったローカルコンサルタントの育成方法としては、ローカルコンサルタントが JICA 専門家、SMEDA、PAAPAM エンジニアと共に自動車部品メーカーへの巡回指導に同行し、JICA 専門家による OJT 研修によって技能・知識を修得するというものである。当該ローカルコンサルタントに対する報酬については、育成という観点から必要最低限の経費(日当、宿泊費、交通費等)をプロジェクト経費で負担することとし、報酬に代わるインセンティブとして、一定の基準を満たしたローカルコンサルタントについてはプロジェクトから修了証を交付することを計画する。なお、2014 年 12 月に SMEDA から提供された資料には協力対象候補となるローカルコンサルタントが16名(ラホール及びカラチ)掲載されているが、プロジェクト開始までに SMEDA により詳細な情報提供が行われる予定である。また、本プロジェクトでは、一定程度の知識・経験を有するローカルコンサルタントを協力対象とすることで、効率的な育成を図る。

なお、専門家による巡回指導においては、SMEDA、PAAPAM エンジニア、ローカルコンサルタントの能力向上に繋げることに配慮して、対象企業への技術指導を行うことに留意すること。

以上、(6)、(7)、(8)について、より具体的な人材育成方法について提案があれば、プロポーザルにて提案すること。

#### (9) JICA による車両の供与

本プロジェクト開始前に、JICA パキスタン事務所がセダン・タイプの車両2台(ラホール1台、カラチ1台)の調達手続きを行い、SMEDA へ供与する。プロジェクト実施期間中は、これら供与車両及

びレンタカーを併用することとし、ラホール及びカラチの各地で、JICA 供与車両1台及びレンタカー1台の合計2台をプロジェクトで使用する計画である。

#### (10)事業のフェーズ分け

JICA は、本業務について、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

・第1期:2015年6月～2017年3月

・第2期:2017年4月～2019年6月

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案すること。

#### (11)プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート(C/P)のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方 C/P との合意文書の変更、打合簿の取り交わし、契約の変更等)を取ることにする。

#### (12)労働災害防止と安全衛生の確保

パキスタン国内の中小企業では、労働災害防止策、安全衛生対策が採られていない場合が多く、来訪者のための安全帽、安全靴、安全ゴーグル、上衣等も用意されていないことが多い。本業務では、労働災害を未然に防止するため、安全行動ガイドラインを定め、専門家チーム構成員が率先垂範し普及を図り、パキスタン側にも周知徹底させること。

### 6. 業務の内容

【第1期契約期間:2015年6月～2017年3月】

#### (1)支援体制の決定

プロジェクト開始と同時に、SMEDA、PAAPAM、ローカルコンサルタントの現状を調査し、自動車部品メーカーへの支援体制を決定する。なお、①技術専門機関ではない SMEDA が本プロジェクトで果たす役割、②プロジェクトを通じて移転した技術の普及と自立発展性に対し PAAPAM が果たす役割、③ローカルコンサルタントの育成方法等を明確にした上で、支援体制を決定すること。

#### (2)ワーク・プラン(第1期原案)の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、上記支援体制、業務工程計画などを作成し、これらをワークプラン(第1期原案)(英文)に取りまとめる。同プランを基にパキスタン側関係者と協議・意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。各業務の現状と課題を踏まえた上でその修正版を作成し、パキスタン側関係者と協議、意見交換後、ワークプランとして取りまとめ、合同調整委員会(Joint Coordination Committee. 以下「JCC」)にて合意する。

### (3) 導入ワークショップの開催

導入ワークショップとして、SMEDA とともに PAAPAM のメンバー企業に対するプロジェクト概要や対象企業の選定等についての説明を行う。同ワークショップは、ラホール及びカラチのホテルにて各1日間、合計2日間開催し、各回100社程度の参加を想定している。なお、本ワークショップの開催は本見積りとする。

### (4) 対象自動車部品メーカー約50社の巡回指導スケジュール

生産技術・品質管理専門家が全般的な指導を行う自動車部品メーカー30社、及び個別技術専門家が指導を行う約20社を選定後、第1期と第2期で指導する企業をそれぞれ決定し、各企業と協議の上、巡回指導のスケジュールについて合意を得ること。

### (5) 対象自動車部品メーカーの KPI(主要業績評価指標)の設定

日系自動車メーカーからの助言も踏まえつつ、各自動車部品メーカーと協議の上、企業ごとの KPI を設定する。なお、KPI としては、生産リードタイムなどの結果(パフォーマンス)を測る指標だけでなく、改善のプロセスなどのプロセス指標も設定し、両者の因果関係の分析等を行うことにより、より適切な指標設定や他企業への教訓の導出が期待できる。また、同 KPI の推移の把握を通じ、対象自動車部品メーカーの活動を適切にモニタリングする。

### (6) ローカルコンサルタントの人数・担当企業数及び、修了証の交付

SMEDA から提供されるローカルコンサルタントのリスト等を参考に、ラホールとカラチを合わせて10名以上の支援対象とするローカルコンサルタントを選定する。なお、1人のローカルコンサルタントが、協力対象約50社の自動車部品メーカーのうち複数社(2~5社)に対する技術指導に同行することを検討しているが、特に主要協力対象30社に対する専門家による技術指導に重点的に同行することを計画する。

また、本業務で支援するローカルコンサルタントの修了基準(Standards for Certification)を設定し、同基準を満たしたローカルコンサルタントには修了証を交付することでインセンティブを付与することを検討しているが、その他に効果的なインセンティブ付与の方法やより効率的な人材育成方法(支援対象とするローカルコンサルタントの人数・同行企業数を含む)があれば、プロポーザルにて提案すること。

### (7) 対象自動車部品メーカーに対する支援

上記(4)で各企業において設定した KPI を向上させることを目標に、SMEDA、PAAPAM エンジニア、ローカルコンサルタントとともに対象自動車部品メーカー工場を巡回し、生産技術・品質管理及び個別技術(金型メンテナンス、機械加工、樹脂成形等)の分野において指導を行う。その際、SMEDA、PAAPAM エンジニア、ローカルコンサルタントに対する OJT 研修を行うことで、これらの人材が自動車部品メーカーに対して直接コンサルティング・サービスを行えるように育成に留意する。但し、SMEDA については、自動車部品メーカーにおける個別技術に関する知識よりも、寧ろかかるメーカーにおける品質・生産性向上に関する知識を修得し、その後、中小企業支援のファシリテーターとしての役割を担うことができるようになることが期待される。

また、支援対象企業の経営層とともに KPI を含む計画の実施状況をモニタリングするとともに、指導開始からの中間時点で、それまでの結果を取り纏めた中間レビュー会議を行う。さらに、1タームの支援終了ごとに必要なフォローアップ活動を行う。

#### (8) ガイドライン／マニュアル作成

第1ターム終了後、自動車部品メーカーへのコンサルティング・サービスのためのガイドライン／マニュアルを作成し、SMEDA、PAAPAM エンジニア、ローカルコンサルタントが同ガイドライン／マニュアルを活用することで、自動車部品メーカーに直接コンサルティング・サービスを行えるようにする。JICA は、同ガイドライン／マニュアルの内容には、生産技術・品質管理全般に加え、個別技術(金型メンテナンス、機械加工、樹脂成形等)も含むことを考えているが、同ガイドライン／マニュアルに含むべき具体的な内容についてはプロポーザルにて提案すること。なお、同ガイドライン／マニュアルは、1ターム終了毎に更新・改善する必要がある。

#### (9) 本邦研修／第三国研修

本プロジェクトでは、SMEDA 職員及び PAAPAM エンジニアを対象とする本邦研修または第三国研修を予定している。本研修では、本邦又は他国に所在する日系自動車部品メーカーや日系自動車メーカー等の工場視察や当該国での自動車産業政策に関する講義等を通じ、パキスタンにおける自動車部品産業振興のための課題を理解するとともに、改善策に係る展望を得ることを主な研修目的とする。なお、右研修目的を踏まえた具体的な研修内容、期待される成果、研修実施場所等については、プロポーザルにて提案すること。

なお、第1期に約6名(ラホール3名、カラチ3名)の研修員を約2週間研修させる計画とする。これをもとに「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に基づき必要経費の積算を行うこと(研修実施部分のみを本契約に含める)。本件に係る費用は本見積とする。

#### (10) プロジェクト進捗モニタリング

##### 1) Monitoring Sheet によるモニタリング

JICA 所定様式の Monitoring Sheet を SMEDA と共同で作成し、プロジェクトの進捗状況を確認する。プロジェクト開始時に SMEDA とともに R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更の

有無を確認し、それを踏まえ Monitoring Sheet Ver. 1 を作成する。その後はプロジェクト開始から6ヶ月ごとに、Monitoring Sheet によるモニタリングを SMEDA と共同で行う。

## 2) 合同調整委員会(JCC)の開催

SMEDA 長官が議長を務める合同調整委員会(JCC)を年1回以上開催し、プロジェクトの進捗・課題・予定を関係者間で共有する。またその内容を JICA に報告する。

### (11) 第1期の結果取り纏め及び「モデル事例」の選定

第1期に指導した対象自動車部品メーカーの KPI の改善結果を取り纏め、また、課題等を抽出する。協力対象企業の中から「モデル事例」となり得る企業を複数社選定し、同事例について JCC 又は、SMEDA、PAAPAM、ローカルコンサルタントに対して開催するワークショップの場で発表する。

### (12) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期契約期間の活動状況をプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめ、JCC で報告する。

【第2期契約期間:2017年4月～2019年6月】

### (1) ワーク・プラン(第2期原案)の作成・協議

第1期の活動結果等を踏まえ、ワーク・プラン(第2期原案)(英文)を作成する。同ワーク・プランを基に、パキスタン側関係者と協議・意見交換し、JCC にて合意することとする。

### (2) 対象自動車部品メーカーの KPI の設定

第2期で指導する自動車部品メーカーについて、日系自動車メーカーからの助言も踏まえつつ、各自動車部品メーカーと協議の上、対象企業ごとの KPI を設定する。設定した KPI の推移を把握することで、対象企業の活動を適切にモニタリングする。

### (3) 対象自動車部品メーカーに対する支援

第2期で指導する自動車部品メーカーに対し、第1期の(6)と同様の活動を行う。

### (4) ガイドライン/マニュアル作成

第1期に引き続き、第1期の(7)と同様の活動を行う。

### (5) 第2期の結果取り纏め及び「モデル事例」の選定

第2期における指導を踏まえ、第1期の(10)と同様の活動を行う。

### (6) モデル事例の普及・共有のための教材作成及びセミナー開催

第1期及び第2期で選定された「モデル事例」約10社について、その情報共有・普及を図るための教材(紙・電子媒体等)を作成する。また、他の自動車部品メーカー(本プロジェクトで指導対象とならなかった PAAPAM 会員企業約300社を対象)向けのセミナーを開催し、同「モデル事例」を他社にも共有する。さらに、セミナー参加者からのフィードバックや意見を基に、教材の内容を改善する。同モデル事例共有セミナーは、ラホール及びカラチのホテルにて各2日間、合計4日間開催し、各回100社程度の参加を想定している。なお、本セミナーの開催は本見積りとする。

なお、教材は、「モデル事例」となった自動車部品メーカーからの同意を得た上で、企業名を掲載(又は伏せる形)により、SMEDA ホームページ上に公開し、SMEDA が PAAPAM を通じ広報・普及活動を行う際に利用するものとする。

#### (7)本邦研修／第三国研修

第1期の(8)と同様の活動を実施する。なお、第2期では、約4名(ラホール2名、カラチ2名)の研修参加者を約2週間研修させる計画とする。これをもとに「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に基づき必要経費の積算を行うこと(研修実施部分のみを本契約に含める)。本件に係る費用は本見積りとする。

#### (8)プロジェクト進捗モニタリング

##### 1) Monitoring Sheet によるモニタリング

第1期に引き続き、6ヶ月ごとに Monitoring Sheet によるモニタリングを SMEDA と共同で行う。

##### 2) 合同調整委員会(JCC)の開催

SMEDA 長官が議長を務める合同調整委員会(Joint Coordination Committee; JCC)を年1回以上開催し、プロジェクトの進捗・課題・予定を関係者間で共有する。またその内容を JICA に報告する。

#### (9)プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめ、JCC で報告する。

### 7. 成果品等

#### (1)報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務進捗報告書、プロジェクト業務完了報告書とし、プロジェクト業務完了報告書には(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	報告書名	提出時期	部数

第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:5部
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約1ヶ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver. 1	業務開始時(1ヶ月以内)	英文:1部
	Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1 提出の6ヶ月後	英文:1部
	Monitoring Sheet Ver. 3	Ver. 2 提出の6ヶ月後	英文:1部
	Monitoring Sheet Ver. 4	Ver. 3 提出の6ヶ月後	英文:1部
	プロジェクト業務進捗報告書 (第1期)	第1期契約終了時	和文:5部 英文:10部 CD-R:3枚
第2期	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:5部
	ワーク・プラン(第2期)	第2期業務開始から約1ヶ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver. 5	第2期業務開始時(1ヶ月以内)	英文:1部
	Monitoring Sheet Ver. 6	Ver. 5 提出の6ヶ月後	英文:1部
	Monitoring Sheet Ver. 7	Ver. 6 提出の6ヶ月後	英文:1部
	Monitoring Sheet Ver. 8	Ver. 7 提出の6ヶ月後	英文:1部
	Monitoring Sheet Ver. 9	Ver. 8 提出の6ヶ月後	英文:1部
	プロジェクト業務完了報告書	第2期契約終了時	和文:5部

			英文:10部 CD-R:3枚
--	--	--	-------------------

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

- 1) ワーク・プラン記載項目(案)
  - a. プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
  - b. プロジェクト実施の基本方針
  - c. プロジェクト実施の具体的方法
  - d. プロジェクト実施体制(JCCの体制を含む)
  - e. PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
  - f. 業務フローチャート
  - g. 要員計画
  - h. 先方実施機関便宜供与負担事項
  - i. その他必要事項
- 2) プロジェクト業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目(案)
  - a. プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
  - b. 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
  - c. プロジェクトの実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
  - d. プロジェクト目標の達成度
  - e. 上位目標の達成に向けての提言
  - f. 次期活動計画(業務進捗報告書のみ)

添付資料(和文報告書に添付する資料は英文でも構わない。)

- ・PDM
- ・PO、Monitoring Sheet
- ・業務フローチャート
- ・専門家派遣実績(要員計画)(最新版)
- ・本邦研修実績
- ・供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- ・合同調整委員会議事録等
- ・その他活動実績



注)上記 2) d. e. 及び機材引渡リストは、業務完了報告書のみに記載。

## (2)技術協力成果品等

以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) 自動車部品メーカーへのコンサルティング・サービスのためのガイドライン／マニュアル
- 2) 「モデル事例」の普及・共有のための教材

## (3)コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

## 【第3 業務実施上の条件】

### 1. 業務行程

本件に係る業務行程は、2015年6月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約48ヶ月後の終了を目途とする。

- ・第1期:2015年6月中旬～2017年3月下旬(約22ヶ月間)
- ・第2期:2017年4月中旬～2019年6月中旬(約26ヶ月間)

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

#### (1)業務量の目途

- ・全体 約 120.0M/M
- ・第1期 約 48.0M/M
- ・第2期 約 72.0M/M

#### (2)業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案することとする。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。なお、5)については他分野の提案も可とする。

- 1) 総括/生産技術・品質管理(I)(1号)
- 2) 生産技術・品質管理(II)(3号)
- 3) 金型メンテナンス
- 4) 機械加工
- 5) 樹脂成形

### 3. 対象国の便宜供与

- (1)カウンターパートの配置(SMEDA ラホール本部及びカラチ支部)
- (2)事務所スペースの提供(SMEDA ラホール本部及びカラチ支部)

### 4. 配布資料

・パキスタン・イスラム共和国自動車部品製造業技術移転プロジェクト詳細計画策定調査報告書(案)

### 5. 現地再委託

現時点では現地再委託業務は予定していない。

### 6. 資機材調達

本業務では、JICA パキスタン事務所によるセダン・タイプの車両2台の調達を予定している。(ラホール1台、カラチ1台)

### 7. その他留意事項

#### (1)複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

#### (2)安全管理

- 1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話(スマ

ートフォン)に加え、無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。

- 2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館(必要に応じて、在カラチ日本国総領事館)、JICA パキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- 3) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 4) 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA パキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。なお、グジュランワラ市内で活動を行う際はラホール市内のホテルに滞在し、グジュランワラ市内へ移動して業務を行うこと。また、その際、夜間の移動は極力避けること。
- 5) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置に係る経費は別見積とする。
  - ア. セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輦に同乗させる。
  - イ. 使用する車輦は全てランドクルーザー・タイプのものとする。

### (3)一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について 10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする<sup>(※)</sup>。

※上記 7. (3)について

・イスラマバード市、アボタバード市は除く。

・業務対象地域が、加算可の地域と加算不可の地域の両方にまたがる場合、

「加算地域における現地業務従事日数」が「全体の現地業務従事日数」の 10%以上の場合のみ加算可とする。

以上

